

平成19年

第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会

会 議 録

平成19年8月7日

ホテル札幌ガーデンパレス



平成19年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成19年8月7日（火曜）午後2時00分開会

出席議員（29名）

1 西川 将人	2 渡辺 孝一
3 石崎 大輔	4 高橋 正夫
5 清水 雅人	6 野尻 清
7 中橋 友子	8 大場 博義
10 伊東 良孝	11 棚野 孝夫
12 佐藤 節雄	13 細川 昭広
14 武田 勇美	15 牧野 勝頼
16 成瀬 勝弘	18 藤倉 肇
19 谷口 徹	21 佐古 一夫
22 藤原 勝子	23 北原文雄
24 仲田 駿介	25 山田 勝磨
26 田苅子 進	27 脇本 哲也
28 北川 健司	29 大竹 秀文
30 畑瀬 幸二	31 竹田 和雄
32 中島 滋	

---

欠席議員（3名）

9 西尾 正範	17 上田 文雄
20 板谷 利雄	

---

説明のため出席した者

広域連合長	大場 脩
副広域連合長	谷川 弘一郎
広域連合事務局長	瀬川 誠
広域連合事務局次長	齋藤 昇
広域連合事務局次長	進藤 理
広域連合事務局調整担当課長	佐藤 哲司
広域連合事務局総務班長	菅原 盛
広域連合事務局企画班長	山田 英雄
広域連合事務局資格管理班長	渡邊 哲生
広域連合事務局医療給付班長	高本 典靖

広域連合事務局電算システム班長	倉 沢 忠
広域連合事務局電算システム班 ネットワーク担当係長	澤 口 岳
広域連合会計管理者	森 司

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 哲 司
議会事務局次長	山 田 英 雄
議会事務局書記	白 潟 真 弓
議会事務局書記	佐 藤 典 孝
議会事務局書記	三 浦 純 哉
議会事務局書記	赤 松 拓 也
議会事務局書記	田 村 宜 秀

議事日程（第1号の1）

- 日程第1 仮議席の指定  
 日程第2 選挙第1号 議長の選挙

議事日程（第1号の2）

- 日程第3 議席の指定  
 日程第4 会議録署名議員の指名  
 日程第5 会期の決定  
 日程第6 選挙第2号 副議長の選挙  
 日程第7 諸般の報告  
 日程第8 議案第38号 北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則案  
 日程第9 議案第39号 北海道後期高齢者医療広域連合議会委員会条例案  
 日程第10 議案第40号 北海道後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例案  
 日程第11 議会運営委員の選任  
 日程第12 議案第12号 副広域連合長の選任について  
 日程第13 議案第13号 監査委員の選任について  
 日程第14 議案第14号 監査委員の選任について  
 日程第15 選挙第3号 選挙管理委員の選挙  
 日程第16 議案第2号 北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会条例案  
 日程第17 議案第3号 北海道後期高齢者医療広域連合監査委員条例案  
 日程第18 議案第4号 北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案

- 日程第19 議案第5号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例案
- 日程第20 議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合議会の調査、審査及び公聴会の出頭人等に係る実費弁償に関する条例案
- 日程第21 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例案
- 日程第22 議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例案
- 日程第23 議案第9号 北海道後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案
- 日程第24 議案第10号 北海道後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例案
- 日程第25 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例案
- 日程第26 議案第17号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合の休日定める条例）
- 日程第27 議案第18号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合公告式条例）
- 日程第28 議案第19号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合事務局の設置等に関する条例）
- 日程第29 議案第21号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例）
- 日程第30 議案第22号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例）
- 日程第31 議案第20号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例）
- 日程第32 議案第23号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合職員定数条例）
- 日程第33 議案第24号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例）
- 日程第34 議案第25号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例）
- 日程第35 議案第26号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例）
- 日程第36 議案第27号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 日程第37 議案第28号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 日程第38 議案第29号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例）
- 日程第39 議案第30号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合特別職

- の職員の報酬及び費用弁償に関する条例)
- 日程第40 議案第31号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例)
- 日程第41 議案第32号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例)
- 日程第42 議案第33号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例)
- 日程第43 議案第34号 専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例)
- 日程第44 議案第35号 専決処分の承認について（札幌市人事委員会に対する公平委員会の事務の委託に関する協議について)
- 日程第45 議案第36号 専決処分の承認について（北海道市町村総合事務組合への加入について)
- 日程第46 議案第37号 専決処分の承認について（北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入について)
- 日程第47 議案第15号 専決処分の承認について（平成18年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算)
- 日程第48 議案第16号 専決処分の承認について（平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算)
- 日程第49 議案第1号 平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第50 議会運営委員会所管事務調査について
- 

追加議事日程（第1号の2の追加1）

追加日程第1 請願第1号 北海道後期高齢者医療に係る広域連合の運営等に関する請願書

---

会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎臨時議長の就任

○調整担当課長（佐藤哲司） 事務局から申し上げます。

私は広域連合事務局調整担当課長の佐藤と申します。

本日の臨時会は、広域連合議会議員選挙後最初の議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日の出席議員中、遠軽町長の北川健司議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

どうぞ議長席にお着きください。

○臨時議長（北川健司） ただいま御紹介をいただきました遠軽町長の北川健司でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

午後2時00分開会

◎開会・開議宣告

○臨時議長（北川健司） これより、平成19年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、29名であります。定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、第1号の1でお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（北川健司） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎日程第2 選挙第1号

○臨時議長（北川健司） 日程第2 選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選で行いたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（北川健司） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うということで決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、臨時議長が指名をすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(北川健司) ありがとうございます。異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、議長に札幌市議会議員の畑瀬幸二議員を指名いたします。

ただいま臨時議長におきまして指名いたしました畑瀬幸二議員を議長選挙の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(北川健司) 異議なしと認めます。

したがって、畑瀬幸二議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選をされました畑瀬幸二議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選をされました畑瀬幸二議員からごあいさつをお願いいたします。

○議長(畑瀬幸二) 御紹介にあずかりました札幌市議会議長の畑瀬幸二でございます。

ただいま北海道後期高齢者医療広域連合議会の初代の議長に御推選をいただき、大変光栄に存じ上げておりますと同時に、心から感謝を申し上げておきたいと存じます。

申し上げるまでもなく、急速に少子高齢化が進んで、既に人口減少時代に突入している中、国は医療制度を持続可能なものとするための抜本的な見直しを進めております。

この後期高齢者医療制度もその一つであります。円滑な制度運営のためには、来年4月のスタートに向けて、広域連合と市町村とが、まさに一丸となって努力していかねばなりませんし、今後も多くの課題を克服していく必要があると認識いたしております。

医療制度は、住民の健康と命にかかわる重要かつ基本的な事項でありますので、この議会といたしましても、高齢者を初め制度の対象となる方々の負託にこたえるよう、その使命を十分果たしていくことが求められております。

私は、今、責任の重さを痛感しているところでございますが、今後、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様方の深い御理解と御支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、議長就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○臨時議長(北川健司) 以上で、臨時議長の職務が終わりましたので、議長と交代をいたします。

皆さんの御協力、誠にありがとうございました。(拍手)

このまま暫時休憩いたします。

午後2時05分休憩

午後2時06分再開

○議長（畑瀬幸二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
これより、お手元に配付の議事日程第1号の2のとおり議事を進めます。

◎日程第3 議席の指定

○議長（畑瀬幸二） 日程第3 議席の指定を行います。  
議席は、ただいま御着席のとおり指定します。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（畑瀬幸二） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員として、伊東良孝議員、大竹秀文議員を指名します。

◎日程第5 会期の決定

○議長（畑瀬幸二） 日程第5 会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期を、本日1日間といたしたいと思います。  
これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。  
したがって、そのように決定しました。

◎日程第6 選挙第2号

○議長（畑瀬幸二） 日程第6 選挙第2号副議長の選挙を行います。  
お諮りします。  
副議長の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。  
これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。  
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。  
指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。  
これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、当別町議会議員の竹田和雄議員を指名します。

ただいま議長において指名いたしました竹田和雄議員を、副議長選挙の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、竹田和雄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹田和雄議員が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました竹田和雄議員から、ごあいさつをお願いします。

竹田和雄議員。

○副議長（竹田和雄） 御紹介いただきました私、石狩管内当別町議会の竹田でございます。

発言の許可をいただきましたので、一言ごあいさつを述べさせていただきます。

ただいまは、全会一致をもって副議長に御推挙いただきまして、心から感謝申し上げます。先ほど議長からお言葉がございましたが、初めて北海道の全市町村で構成された広域連合の議会であり、私もその重責を痛感いたしております。お受けいたしました以上は、議長の補佐役として、広域連合議会の公正、公平を期して運営に努力してまいりたいと存じます。

どうか皆様方の御協力、御指導を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単措辞ではございますが、副議長就任のごあいさつに代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

#### ◎日程第7 諸般の報告

○議長（畑瀬幸二） 日程第7 諸般の報告を事務局から報告いたします。

調整担当課長。

○調整担当課長（佐藤哲司） 御報告申し上げます。

本臨時会におきます地方自治法第121条の規定によりまず説明員は、別紙印刷物のおりでございます。

また、議会に提出されました案件の数につきましても、印刷物に掲載のおりでございます。

なお、本日の会議に、上田文雄議員、西尾正範議員、板谷利雄議員が欠席する旨の通告がありました。

以上であります。

○議長（畑瀬幸二） ここで、広域連合長から、ごあいさつの申し出がありましたので、発言を許します。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 広域連合長に選任をされております網走市長の大場でございます。

第1回臨時会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、初めての招集となりました北海道後期高齢者医療広域連合議会に御出席賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

広域連合を構成いたします全道180市町村から選出をされました議員の皆様とともに、記念すべき初めての議会を迎えることができましたことは、設立準備委員会以来の道内各市町村の御理解と御支援のたまものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

さて、我が国では急速な少子高齢化の進展などから、社会環境が大きく変化しており、国民皆保険制度の将来にわたる安定的な維持運営のため、総合的な医療費適正化の推進と超高齢社会を展望した新たな医療制度体系の実現を目指す健康保険法等の一部を改正する法律が、昨年6月に公布されました。

その医療制度改革の柱の一つとして、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者等を対象とする新たな医療制度が創設され、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が運営を担うこととなったところであります。

広域連合は、北海道におきましては、昨年8月に設立準備委員会が発足し、各市町村議会における広域連合規約の議決を経て、本年3月1日に北海道知事より設立が許可され、3月5日には私が広域連合長に選任されました。誠に光栄に存じますとともに、改めて、その責任の重さを痛感いたしております。

広域連合は、北海道、各市、各町からの職員の派遣をいただき、4月からは更に国保団体連合会からも職員の派遣をいただいて、鋭意、業務の推進に当たっておりますが、今後、11月に予定されます保険料条例、広域計画の議決を経て、来年4月の後期高齢者医療制度の円滑なスタートに向け、一層の努力を重ねてまいります。

高齢者を初めとする対象者の皆様が、将来にわたって安心して医療を受けられるよう、制度の確立に全力を尽くしてまいりますとともに、広域連合の適正かつ円滑な業務運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましては、特段の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本臨時会には、広域連合の設立に伴い、必要となる基本的な議案を多数提出いたしておりますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

◎日程第8 議案第38号～日程第10 議案第40号

○議長（畑瀬幸二） 日程第8から第10 議案第38号北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則案、議案第39号北海道後期高齢者医療広域連合議会委員会条例案及び議案第40号北海道後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例案、以上3件を一括議題とします。

ただいまの3件の議案は、提出者、藤原勝子議員、賛成者、高橋正夫議員、成瀬勝弘議員、西川将人議員、細川昭広議員、山田勝磨議員、脇本哲也議員により提出されております。

提案理由の説明を求めます。

藤原勝子議員。

○藤原勝子議員 ただいま上程されました議案3件につきまして一括、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第38号北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則案でございますが、地方自治法第120条の規定に基づき制定するもので、本広域連合議会の運営に関する手続及び議会内部の規律に関する事項等を定めようとするものであります。

次に、議案第39号北海道後期高齢者医療広域連合議会委員会条例案でございますが、地方自治法第109条の2、第110条、第111条の規定に基づき、本広域連合議会における委員会の組織、運営に関する手続及び委員会内部の規律に関する事項等を定めるものであります。

以上2件は、いずれも市議会標準会議規則、市議会標準委員会条例に沿って規定するもので、人数等につきましては、地方自治法に準拠するとともに、議員定数が同程度である道内市議会及び他県の広域連合議会の例を参考に規定したものであります。

次に、議案第40号北海道後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例案であります。地方自治法第292条において準用する同法第138条第2項の規定に基づき、本広域連合議会の庶務的事務の処理等のため、議会事務局を設置しようとするものでございます。

議員提案に係る議案3件の提案理由は、以上でございますので、よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 議案第38号から議案第40号までは、質疑の通告がありませんので、これから議案第38号から議案第40号までに対する一括討論を行います。

通告がありますので、原案に賛成者の発言を許します。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 議案第38号北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則案及び議案第39号北海道後期高齢者医療広域連合議会委員会条例案等につきまして意見を述べさせていただいた上、賛成討論を行います。

本連合議会は、市町村長と市町村議員で構成され、被保険者から直接選挙によらない極めて特殊な構成となっております。被保険者の意思を反映すべき議員にとって、議員同士の交流や意見の交換の場も極端に少ないことが予測され、任期も4年に限られることがほとんどではないかと思われま。この弊害が最小限度に抑えられる議会システムのために、今後、改善、検討を求めるべき幾つかの項目について申し上げていきたいと思。います。

まず、議案の提出、第14条であります。3人以上の賛成者と、自治法や市議会標準規則どおりとなっております。しかし、定数34の函館市議会が1人以上としているように、合併などの事情に基づいて緩和している例を参考にし、賛成者を決める必要があるのでは

ないでしょうか。本議会に市議会標準規則をそのまま当てはめるのではなく、議会活動の活発化を図るため、3人以上の賛成者を1人以上の賛成者又は2人以上の賛成者と緩和されることが望ましいものと考えます。

次に、修正の動議、第17条、これも3人以上とされておりますが、同様に1人以上の賛成者又は2人以上の賛成者と緩和されることが望まれると考えます。

議案、第35条、第57条、一括議題、発言の時間制限、また第70条、第75条、第76条、表決等の規定についても、さきに述べた事情にかんがみ、それぞれ3人以上を2人以上にすべきものと考えます。

次に、98条、委員の派遣であります。公聴会の開催と二つにすべきではないでしょうか。本連合会の場合、制度発足を前にして、特に今年度において、制度設計の基本ができた段階で、道内各地で公聴会を開催することが求められています。よって、委員会は本会議の議決を経て、必要に応じて公聴会を開催するとの規定が必要であると考えます。

次に、第3章、請願にかかわる規則において、請願者の趣旨を酌み取るため、請願人から請願趣旨の説明を求めるものとするとの規定が必要であるとも考えます。

最後になりますが、第9節、会議録についてであります。議事録を道民、市町村が閲覧、活用しやすいように、会議録検索システムを含め、ホームページにテキスト形式で掲載することが望ましいと考えます。

以上、今後に向けての改善、検討されることを申し上げた上で、全体として賛成できるものであり、討論といたします。

終わります。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第38号から議案第40号までを一括採決します。

議案第38号から議案第40号までは原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号から議案第40号までは、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議会運営委員の選任

○議長（畑瀬幸二） 日程第11 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任は、北海道後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第4条の規定により、高橋正夫議員、中橋友子議員、成瀬勝弘議員、西川将人議員、藤原勝子議員、細川昭広議員、山田勝麿議員、脇本哲也議員、以上の8名を指名いたします。

正副委員長の互選のため、議会運営委員会を委員会室で開催します。

暫時休憩します。

午後2時24分休憩

午後2時34分再開

○議長（畑瀬幸二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長の互選が終了し、報告がありましたので、申し上げます。

委員長に藤原勝子議員、副委員長に成瀬勝弘議員が互選されました。

◎日程第12 議案第12号

○議長（畑瀬幸二） 日程第12 議案第12号副広域連合長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩） ただいま御上程いただきました議案第12号副広域連合長の選任についてでございますが、本広域連合の副広域連合長につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、関係市町村の長のうちから選任することとされております。この規定に基づき、副広域連合長には、谷川弘一郎浦河町長を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（畑瀬幸二） 質疑、討論の通告はありませんので、これから議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、副広域連合長の出席を求めます。

このまま暫時休憩します。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

○議長（畑瀬幸二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、副広域連合長からごあいさつの申し出がありましたので、発言を許します。

副広域連合長。

○副広域連合長（谷川弘一郎） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

全会一致で副広域連合長に選任をいただき、その重責について身の引き締まる思いがいたしているところでございます。

御承知のとおり、後期高齢者医療制度の根拠となっている高齢者の医療の確保に関する

法律には、自助と連帯の精神に基づき、高齢者の健康の保持増進に努めることや、医療に関する費用を国民が公平に負担するという基本理念のほかに、国や地方公共団体、保険者等の責務も規定されております。

準備段階はもとより、制度の発足後におきましても、全道180市町村や保険者等との共同作業で運営していく点が、特徴的であり重要であると受け止めております。

私は、広域連合長を支えながら、広域連合の健全かつ円滑な業務運営に努め、副広域連合長としての職務、職責を全うしてまいる所存でございますので、議員各位の特段の御指導と御協力をお願い申し上げる次第でございます。就任に当たってのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。（拍手）

◎日程第13 議案第13号

○議長（畑瀬幸二） 日程第13 議案第13号監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩） ただいま御上程いただきました議案第13号監査委員の選任についてでございますが、本件は北海道後期高齢者医療広域連合規約第18条第2項の規定により、広域連合監査委員のうち、識見を有する者として、石狩市代表監査委員の野昭夫氏を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（畑瀬幸二） 質疑、討論の通告はありませんので、これから議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第14 議案第14号

○議長（畑瀬幸二） 日程第14 議案第14号監査委員の選任についてを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、大竹秀文議員の退場を求めます。

（大竹議員退場）

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩）　ただいま御上程いただきました議案第14号監査委員の選任についてでございますが、本件は北海道後期高齢者医療広域連合規約第18条第2項の規定により、広域連合監査委員のうち、広域連合議員の中から選任する者として、小樽市議会議員の大竹秀文氏を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（畑瀬幸二）　質疑、討論の通告はありませんので、これから議案第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり、同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二）　異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり同意することに決定しました。

（大竹議員入場）

◎日程第15　選挙第3号

○議長（畑瀬幸二）　日程第15　選挙第3号選挙管理委員の選挙を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いません。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

選挙管理委員は、議長が指名することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二）　異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員は議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、常本省三さん、越智健一さん、本館嘉三さん、赤田司さん、以上の4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(畑瀬幸二) 異議なしと認めます。

したがって、常本省三さん、越智健一さん、本館嘉三さん、赤田司さんが選挙管理委員に当選されました。

なお、当選人に対しては、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当職より通知することとします。

◎日程第16 議案第2号～日程第25 議案第11号

○議長(畑瀬幸二) 日程第16から第25 お手元に配付の議事日程による議案第2号から議案第11号までの10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(瀬川誠) ただいま御上程をいただきました議案第2号から第11号までの10件につきまして、逐次、御説明をさせていただきます。

まず議案第2号は、北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会条例案でございます。これは、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、本広域連合議会の定例会の回数を年2回と定めるものであります。

なお、招集の時期は、規則で定めることにいたしますが、おおむね2月、それと11月に招集させていただきたいと考えております。

次に、議案第3号北海道後期高齢者医療広域連合監査委員条例案は、地方自治法第200条第2項及び第202条の規定に基づき、本広域連合の監査委員の事務局の設置、定期監査等各種監査の執行など監査委員の職務執行に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、本広域連合の人事行政の運営等の状況の公表について、公表の時期など必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第5号北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例案は、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、本広域連合の議会議員の報酬、費用弁償について必要な事項を定めるものであります。

議会議員の皆様につきましては、本広域連合を構成する市町村の財政状況などを踏まえまして、広域連合長や副広域連合長と同じく、無報酬でお願いをしたいと考えているところであり、なお、招集に応じ広域連合議会に御出席される場合などにつきましては、旅費相当分を北海道の例に準じ支給させていただくことにいたしております。

次に、議案第6号から第8号までの3件の条例案であります。これらは、地方自治法あるいは公職選挙法の関係規定に基づき、広域連合議会の求めに応じて調査及び審査に出頭される方や公聴会に参加される方、広域連合選挙管理委員会の求めに応じて出頭する選挙人や関係人、監査委員の求めに応じて出頭される方につきまして、北海道の例に準じ実費弁償を支給することとするものでございます。

次に、議案第9号北海道後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案は、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、本広域連合議会の議決が必要な契約及び財産の取得又は処分の基準額につきまして、他の後期高齢者医療広域連合の例などを参考として定めるものであります。

次に、議案第10号北海道後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例案は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、本広域連合の財政に関する事項の公表について、公表の時期など必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第11号北海道後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例案は、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を経ずに、普通財産や物品の交換、無償・減額譲渡、無償・減額貸付けができる場合につきまして、他の後期高齢者医療広域連合の例などを参考として定めるものであります。

以上で、ただいま御上程いただきました各議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） これから、議案第2号から議案第11号までに対する一括質疑を行います。

通告がありますので、順番に発言を許します。

最初に、中橋友子議員。

○中橋友子議員 通告させていただきました2点について質問をいたします。

議案第5号から第8号にかかわりまして、その中で第5号、7号に限定し質問を行います。

一つは、日当の見直しについてであります。

広域連合議員及び職員の日当は1日3,800円、また宿泊費は1日1万4,900円と定められております。交通費は実費相当額とされておりますが、この中でこの日当の3,800円、また宿泊費1万4,900円につきまして、一般の費用弁償から見て割高であるというふうに考えます。厳しい財政状況にある各市町村の負担金や高齢者の貴重な保険料で賄われる財政でありますから、日当については廃止を基本として縮小すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、宿泊費についてであります。これも道知事並みの1万4,900円は、やはり高額すぎると考えます。札幌市内、繁忙期のポールスターであっても宿泊料9,800円、京王プラザでも8,400円と聞いております。これらを考慮した場合に、余りにも高額であると考え、見直しを行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいまの御質疑に対しましてお答えを申し上げます。

日当・宿泊費の見直し、引き下げるべきだという御意見についてでございます。

本広域連合議会議員の皆様は、議会の出席のために道内の各地からこの札幌にお集まり

いただくことになるわけですが、この場合の旅費の算定基準につきましては、構成する市町村ごとに日当あるいは宿泊料に差がございまして、準拠すべき例を見いだすことが難しい、そういったことから、本広域連合といたしましては、形態として類似をいたします北海道議会の議員に準じることが適当と考え、その公務出張の例により旅費を支給することにしております。

なお、旅費の内訳でございます日当と申しますのは、例えば自宅と最寄りの駅の間あるいは用務地内の交通費、そういったものなどとして支給されるものでございまして、これは一般の職員にも適用されるものでございます。

したがって、日額定額で定めております費用弁償というものとは、この日当というのは全く性質を異にするものというものでございます。

また、旅費として支給いたしますので、札幌市近郊から来られる議員の方につきましては、日当は半分、いわゆる半日当ということになります。同時に、札幌市内のみの移動になります札幌市選出の議員の方には、こういった旅費は支給されないということになってございます。

現在のところ、北海道あるいは道内の市町村の例を見ましても、日当、宿泊料についてはある程度の金額を支給されているところでございます。私どもとしても、準拠すべきものがない中で、いろいろ検討した結果、道議会議員に準じるという形で定めさせていただいたところでございますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 再質問ありますか。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 ただいまの答弁であります、道内各地準拠するものがなかなか難しく、道知事の、道議会の規定に合わされたということでもあります。私どもも日当すべてが必要ではない、あるいは旅費についても、やはり実費は必要と考え、それは確保されるべきものと思っております。ただ、その日当につきましては、他市町村、特に市の支払われています金額を調査させていただきましたところ、やはり3,800円というのは、高額に類しております。例えば、旭川3,000円であるとか、小樽も同額3,000円、北見、江別2,000円台のところもございまして。こういうところを考えた場合に、極力経費の削減、そのためには低廉化に抑えるということが大事であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

旅費につきましても、同じ視点で、先ほども市内の宿泊施設の例を申し上げましたけれども、やはり実費、この議会に参加する上で、支障のない補償というふうに考えていけば、実費相当をきちっと補償するというのが、一番妥当な考えではないかというふうに思います。

その点で再度お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 決めました日当あるいは宿泊費の額につきましては、先ほど事務局長から御答弁を申し上げましたように、道内各市の規定を見ましても、そう大きく差が生じてはおりませんけれども、ただいまの議員の御質問の御趣旨を踏まえまして、こののち、議員の皆様方の御意見なども伺いながら、検討させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） よろしいですか。  
次に、伊東良孝議員。

○伊東良孝議員 発言通告に従いまして、私も議案第5号、第7号について、若干お話をさせていただきますと思います。

ただいま中橋議員から、日当、旅費等々について、新たな御提案があったところでありますけれども、私はこの本条例案の中で、議案第5号と7号が、いわゆる私どものこの議員及び選挙に関する選挙人ということで、知事並みの旅費が支給されるということに若干の疑義を私は同様に持っているところであります。市町村長、さらに町議会、市議会、村議会の皆様方の旅費が果たして知事並みというのが妥当かどうかとなりますと、私は決してそう思いません。どの町村も厳しい財政状況の中で出張旅費の工面も、あるいはまた削減も図られている中でありまして、全道180自治体の集合体でありますこの広域連合が、議員全員が知事並みの旅費を常時受け取るというのは、いささか問題があるというふうに思うところであります。

このあと、いわゆる選挙管理委員会の求めによる出頭人による実費、あるいは議案第6号で公聴会の出頭人に係る実費弁償、これは6級の職務に当たる道職員の旅費規定であります。また、議案第8号でも同じく監査委員の求めによる出頭で、この6級の職務であります。また、事務局の事務局長、事務局次長、担当課長を初めとする内部職員は、7級の支給ということになっているわけですので、日当、旅費あるいは宿泊費を特別なものをなくするとか、そういう話は私はする気はありませんので、この等級について再検討をお願いしたいと、このように思う次第であります。

以上であります。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 旅費に関しての御質疑でございました。

私ども、先ほどの中橋議員の御質疑にもありましたとおり、構成する市町村ごとに差がありますことから、準拠すべきものとして北海道議会議員ということと、あるいは北海道に準じるということとを適当と考えて、それに準拠して定めさせていただいているところでございますが、先ほども連合長のほうから御答弁申し上げましたように、今後、社会のすう勢あるいは時代の流れなども踏まえながら、見直すべき部分は見直していきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 次に、清水雅人議員。

○清水雅人議員 滝川市議会議員、日本共産党所属の清水雅人でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私は、議案第9号について質疑を行います。

まず、本議案、第2条の議会の議決に付さなければならない契約は、「予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。」というふうになっておりますが、本連合の今後のこの金額を超える契約の見込みについて伺います。

2点目は、同じくこの3条ですね、3条の場合、財産の売買等について、2,000万円を超える見込みについて、どんな用件があるのかについて伺います。

大きな2点目ですが、本条例案の基準は、地方自治法で広域連合は、市に準拠するというふうにされております。こういう中で、本広域連合では、いわゆる工事あるいは製造の請負ということは、余り可能性はないと思うのですね。そういう中で、こういうそのまま準拠された1億5,000万円を条例化されたと、この場合に、工事や製造の請負以外の、いわゆる連合で一番多いコンピュータシステムの業務委託あるいは機器の賃貸契約、こういったものが高額になることから、こういったものについて、下限を決めて議会の議決に付すと、そういった条例案を検討されたのかどうかについても伺います。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 議会の議決に付すべき契約等についての御質疑でございます。

まず1点目でございますが、今のところ当面は議会に提案する予定の工事あるいは財産の取得等はございません。

それから、2点目でございます。確かに社会情勢の変動に応じまして、工事だけではなくて、委託ですとか、そういったところにも議会の関与をすべきだというような考え方も当然あるかとも思います。ただ、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号で規定されておりますところの契約の種類及び金額と申しますのは、地方自治法施行令第121条の2、それから別表3及び別表4に具体的に規定されておまして、条例でその種類の増加、あるいは同表に掲げる金額を下回る条件を定めることはできないというふうに解釈されております。したがって、現状ではそのような取扱いはできないということになりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 清水雅人議員。

○清水雅人議員 ただいまの御答弁で、後段の契約の種類増加についてはできないと、条例で特に定めることがですね、そういう御答弁がありました。地方自治法施行令には、

確かに工事又は製造の請負というものが載っているだけなのですが、これまで私もいろんなところで調べたことがございますが、この種類の増加を地方自治法では認めていないと。特定はしても、それ以外についての条例化の自由を制限している根拠をお示しいただきたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 御答弁申し上げます。

ただいま私のほうから御答弁申し上げましたのは、昭和38年12月19日の、当時で申しますと自治省になると思いますが、自治省の通知で、条例でその種類を増加し、又は同表に定める金額を下回することはできないという通知がございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

議案第2号から議案第4号までは、討論の通告がありませんので、これから議案第2号から議案第4号までを一括採決します。

議案第2号から議案第4号までは、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第4号までは、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例案に対する討論を行います。

通告がありますので、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 議案第5号北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例案に対する反対討論を行います。

ただいま質疑をさせていただきました。連合会長さんから随時今後について検討されるというお話でありましたので、質問と重複するところはございますが、ここでの私どもの考え方を申し上げておきたいと思っております。

本議会議員が全員、市町村長あるいは市町村議会議員であるということから、報酬を支給しないということについては当然のことと思っております。費用弁償について、先ほども申し上げましたが、日当が1日3,800円、そして宿泊費は1日1万4,900円、北海道知事等の給与に相当する額と定められています。これは、一般の宿泊料金から見て、割高であるということはお認めません。また、全道の市費用弁償は、これも先ほど申し上げましたが、札幌で3,300円、旭川、小樽3,000円、室蘭2,700円、北見2,400円であります。さらに、宿泊につきましても、旭川1万3,300円、室蘭1万2,200円、岩見沢1万2,600円であります。札

幌市内の宿泊施設の料金も通常期で1万2,000円程度であり、それ以下での宿泊も十分可能であります。特別な場合が生ずるときは、その対応の規定を設けることによって、実費に合わせる努力はできると考えます。

したがって、厳しい市町村財政の負担等を考え、この条例案については引下げを求め、反対討論といたします。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は、討論の通告がありませんので、これから、議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例案に対する討論を行います。

通告がありますので、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 議案第7号につきまして反対討論をさせていただきますが、討論の内容につきましては、第5号と同じ趣旨であることを申し上げまして、討論とさせていただきます。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号は、討論の通告がありませんので、これから、議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(畑瀬幸二) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号北海道後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案に対する討論を行います。

通告がありますので、原案に反対者の発言を許します。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 日本共産党の清水雅人です。

私は、議案第9号北海道後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案を否とする立場で討論を行います。

連合の契約は一体どのようになっているのでしょうか。この条例案では、今後、見込みのない工事や製造の請負が条例案化されております。しかし、実際に連合が行っている契約、これは業務委託で8億円以上、賃貸契約で1億3,000万円以上、これが19年度予算の実態であります。こういった実態と離れたこの条例案に賛成することはできません。また、質疑の中で、これに類似する条例案については、44年前の政府による通知で他の種類、この場合は業務委託及び賃貸、この契約になりますが、こういったことはできないという御答弁がございました。しかし、44年間で社会は大きく様変わりをしております。こういった古い通知に規定されるのではなく、広域連合に合った、そういった条例の改正は可能だというふうに考えます。

なお、以下、意見を付して討論とします。

第1に、工事又は製造の請負の業務については、建設工事で機械設備の製造であります。広域連合では、今後工事又は製造の請負の契約は実施の可能性が低く、仮にあったとしても低額と思われる。よって、基準額は地方自治法では市に準じて1億5,000万円とされておりますが、町村の5,000万円を採用するのが実態に合っていると考えます。

意見の第2は、買入れ若しくは売払いについても、土地や機械設備の売買の可能性があるとすれば、市の水準ではなく、町村の700万円が実態に合うと考えます。今後、こういったことも条例改正について、検討が求められていることを指摘し、反対討論いたします。

○議長(畑瀬幸二) これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(畑瀬幸二) 起立多数であります。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号及び議案第11号は、討論の通告がありませんので、これから議案第10号及び議案第11号を一括採決します。

議案第10号及び議案第11号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(畑瀬幸二) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号及び議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第17号～日程第46 議案第37号

○議長(畑瀬幸二) 日程第26から第46 お手元に配付の議事日程による議案第17号から議案第37号までの専決処分の承認について、21件を一括議題とします。

専決処分の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長(瀬川誠) ただいま御上程いただきました議案第17号から第37号までの21件の専決処分の承認につきまして、御報告をさせていただきます。

これらの条例等は、いずれも本年3月1日の本広域連合設立日からこの議会開催までの間の広域連合の運営上最低限必要なものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長職務執行者又は広域連合長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものであります。

まず、議案第17号の北海道後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例は、地方自治法第4条の2の規定に基づき、本広域連合の休日を、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの年末年始としたものであります。

次に、議案第18号の北海道後期高齢者医療広域連合公告式条例は、地方自治法第16条第4項及び第5項の規定に基づき、条例あるいは規則等の公布の方法などについて定めたものであります。

次に、議案第19号の北海道後期高齢者医療広域連合事務局の設置等に関する条例は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌する組織として、事務局を設置することとしたものであります。

なお、事務局の内部組織とその分掌事務は、規則で定め、現在は、総務、企画、資格管理、医療給付、電算システムの五つの班を設けております。

次に、議案第20号の北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例は、後ほど御説明いたします情報公開条例及び個人情報保護条例の制定に伴い、情報公開請求等に関する不服申し立ての調査審議など制度の円滑な運営を図るために、北海道後期

高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会を設置したものであります。

審査会の委員は3人で、現在は、これらの分野に造けいの深い大学教授の方二人、弁護士の方お一人をお願いしております。なお、調査審議の内容に応じて臨時委員を置くことができるようにしておりますほか、委員の守秘義務違反に対する罰則も規定しております。

次に、議案第21号の北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例、議案第22号の北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について、一括して御説明いたします。

これらは本広域連合の公正で透明な運営を確保するとともに、後期高齢者医療の被保険者の皆様などの大切な個人情報を適正に取り扱うためのものであり、広域連合の運営の基本ともいえる条例でございます。

これら条例の主な内容ですが、情報公開、個人情報保護の両制度とも、実施機関は広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員としております。

このほか、基本的には、法律及び北海道の条例に準拠して定めており、情報公開条例においては、公文書の範囲、情報公開の総合的な推進などを定め、個人情報保護条例におきましては、個人情報の収集等に係る実施機関、職員、受託業者等の義務等を定めているところでございます。

また、いずれの条例においても、公文書や個人情報の開示に係る手数料は無料としておりますが、その写しの交付に要する費用については、請求者に御負担いただくこととしております。

なお、個人情報保護条例におきましては、受託業者の中に再委託先を含めるなど、法律より厳しい内容での罰則を盛り込んでいるところでございます。

次に、議案第23号の北海道後期高齢者医療広域連合職員定数条例は、広域連合長の事務部局並びに議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務局の職員の定数を定めるものであり、広域連合長の事務部局の定数は33人、議会、選挙管理委員会、監査委員の事務局の定数はそれぞれ7人と定めております。

なお、組織のスリム化を図るため、議会、選挙管理委員会、監査委員の事務局職員は、いずれも広域連合長の事務部局の職員が兼務することとしております。

次に、議案第24号から第26号までの3条例は、地方公務員法の関係規定に基づき、職員の分限、懲戒、サービスの宣誓に関し必要な事項を定めたものであります。

次に、議案第27号から第29号までの3条例は、地方公務員法等の法律の規定に基づき、職員の職務専念義務の特例、勤務時間、休暇及び育児休業に関し必要な事項を定めたものでございます。

次に、議案第30号及び第31号の2条例は、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、広域連合長及び副広域連合長並びに選挙管理委員、監査委員及び情報公開・個人情報保護審査会委員など附属機関の委員の報酬、費用弁償について定めたものでございます。

広域連合長及び副広域連合長につきましては、市町村の厳しい財政状況も踏まえ、既設の広域連合の例も考慮し、無報酬とさせていただきます。なお、議会への出席などにつきましては、旅費相当分を北海道の例に準じ支給させていただくこととしております。

また、選挙管理委員会等の委員につきましては、他の後期高齢者広域連合の例などを考慮し、報酬を1日当たり5,000円とさせていただきますほか、旅費相当分を北海道の例に準じ支給することとしております。

次に、議案第32号及び第33号の2条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、本広域連合職員の給与及び旅費について定めたものでございます。

職員の給与につきましては、本広域連合の職員が、現在すべて北海道あるいは道内市町からの派遣職員で構成しておりますことから、派遣元の市町村等の給与に関する規定の例によることを原則としております。

また、旅費につきましては、本広域連合の役職区分に応じ、北海道の旅費条例の例により支給することとしております。

次に、議案第34号の北海道後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、地方自治法第167条の17の規定に基づき、北海道等の例を踏まえ、物品のリース契約などを長期継続契約を締結することができる契約として定めたものであります。

次に、議案第35号の札幌市人事委員会に対する公平委員会の事務の委託に関する協議についてであります。これは、本広域連合の組織のスリム化を図るため、地方公務員法の規定に基づき、本広域連合の公平委員会の事務を札幌市人事委員会に委託するためのものであります。

次に、議案第36号及び第37号の2件は、本広域連合の議会議員及び非常勤職員の公務災害補償の事務を効率的に処理するため、それらを取り扱っている北海道市町村総合事務組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入したものであります。

以上で、ただいま御上程いただきました専決処分に係る各議案についての御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） 議案第17号から議案第37号までに対する質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

議案第17号から議案第29号までは、討論の通告がありませんので、これから議案第17号から議案第29号までを一括採決します。

議案第17号から議案第29号までは、報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第29号までは、報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第30号専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例）に対する討論を行います。

通告がありますので、本件に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 議案第30号北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に対する反対討論であります。先ほど議案第5号で申し上げました本議会議員の費用弁償に対する反対討論と同趣旨でございますので、それを申し上げまして、

討論といたします。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は、報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第30号は、報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第31号専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例）に対する討論を行います。

通告がありますので、本件に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 議案第31号北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償についてであります。これも先ほどの議案第5号と同趣旨であることを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第31号は、報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第31号は、報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第32号は、討論の通告がありませんので、これから、議案第32号を採決します。

議案第32号は、報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第33号専決処分の承認について（北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例）に対する討論を行います。

通告がありますので、本件に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 議案第33号、これに対する反対討論につきましても、第5号と同趣旨でありますので、それを申し上げまして、討論といたします。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は起立により行います。

議案第33号は、報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第33号は、報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第34号から議案第37号までは、討論の通告がありませんので、これから議案第34号から議案第37号までを一括採決します。

議案第34号から議案第37号までは、報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第37号までは、報告のとおり承認することに決定しました。

◎日程第47 議案第15号

○議長（畑瀬幸二） 日程第47 議案第15号専決処分の承認について（平成18年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算）を議題とします。

専決処分の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第15号平成18年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算に係る専決処分の承認につきまして、御報告をさせていただきます。

本広域連合は、本年3月1日、北海道知事から設立の許可を受け、同日設立いたしました。これにより、平成18年度の本広域連合の一般会計予算につきましては、平成19年3月の一月分で編成をし、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長職務執行者において専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものであります。

平成18年度一般会計予算の簡単な内容でございますが、歳入歳出総額、2,792万3,000円であり、歳入の主要なものは、広域連合を構成する180市町村からの規約に基づく負担金、

それと代表市町村である深川市が受けた広域連合の設立準備に係る国庫補助金相当分の負担金、合わせて1,792万2,000円、それと広域連合設立準備委員会の解散に伴う清算金1,000万円でございます。

また、歳出の主要なものは、派遣職員の人件費のほか、広域連合の事務所開設のための備品等の購入経費であります。

このほか、後期高齢者医療の被保険者資格管理等の業務を処理するための広域連合電算処理システムの導入事務を早期に行う必要がありましたことから、所要の債務負担行為を設定いたしております。

以上で、ただいま上程をされました専決処分にかかわる議案についての御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） これから、議案第15号に対する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 それでは、議案第15号平成18年度一般会計予算専決処分について、大きく5点について質疑を行います。

まず、参考資料である事項別明細書の15ページを御覧ください。さらには、この15ページには、電算処理システム導入等11億6,033万7,000円の債務負担行為が定められております。この執行が平成18年度に主に行われております。それで、参考として、議案第1号平成19年度一般会計歳入歳出予算の事項別明細書の14ページも参考として御覧いただきたいと思っております。

それでは、質疑に入りたいと思っております。この債務負担行為で、幾つかの入札を行ったわけですが、最も大きい電算処理システム導入等委託料、合わせると8億1,334万円、これが結果として出されているわけですが、この業務委託料の入札の予定価格で、ネットワークコンサルティングですとか、プロジェクト管理、運用設計、ヘルプデスク、外字同定処理、保守管理費、セキュリティ対策に関する人件費は、幾らで予定価格作成の際、積算をされているか、お伺いします。

次に、8億1,334万円のうち、半分を占める電算処理構築業務委託は、随意契約としていますが、積算での見積りは、国保連合会以外の何社から取ったのでしょうか。

次に、北海道国民健康保険団体連合会に随意契約で業務委託しましたが、国保連合会は、これを再委託しています。再委託の内容について、全部委託か、一部委託なのか、また一部委託であれば、その割合について伺います。また、国保連合会と委託先の契約方法についても伺います。さらに、再委託部分での国保連合会の差益は幾らかについても伺います。

次に、電算処理システム設置ファシリティ提供業務委託契約、LGWAN-ASP接続設備賃貸借契約及び電算処理システム市町村機器等の賃貸借契約の予定価格積算のため、これも随意契約で行われておりますが、何社から見積りを取ったのか、伺います。

次、大きな2点目についてですが、LGWAN-ASPを、通信速度及び容量にかかわる性能を従来の1メガから3メガに設計、施工されております。従来のLGWAN、これは市町村は現状より高い使用料金をこれによって支払い、更に新たな機器を設置するとい

う中で、滝川市の場合、年間の維持費は35万円程度、機器の設置が25万円程度、機器は4年ぐらいが耐用年数とされています。しかし、全道180市町村でいうと、約6,000万円の維持費増につながるわけです。ここで、滝川市以外で幾つか例をとって、各市町村の負担増の状況あるいは総額等を示していただきたいと思います。

大きな3点目ですが、健康保険法改正案が国会で議決されたのが、昨年6月。その後議会がない中で準備会が行われ、ことしの1月17日、道内180市町村で連合の設立がされました。一方、1月23日に設立準備委員会の会長に大場網走市長様が選任されております。3月5日に無投票で連合長に当選されています。ここで、18年度予算の専決された日は、連合の設立日です。連合長も不在の3月1日に行われたこととなります。専決はどのようなメンバーで、だれの責任で、いつ議論し、決定したのかについて伺います。

大きな4点目ですが、連合長不在で専決することについては、地方自治法179条「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書きの場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。」、3項「前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。」との規定に反するものでないのかについて、伺います。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） それでは、御答弁申し上げます。

まず1点目、業務委託料の予定価格の積算の際の人件費についてでございます。

まず、全道市町村のネットワーク環境の詳細調査等を行うネットワークコンサルティングにつきましては、積算上は3,886万円でございます。

それから次に、電算処理構築業務にかかわるものでございますが、プロジェクト管理につきましては2,618万円、また運用設計といたしましては、作業方針や業務運用設計として2,514万円、稼動テストといたしまして5,198万円、システムの環境設定として180市町村でやるものですから、ちょっと高上がりになりますが2億5,260万円、またヘルプデスクとしては、市町村問い合わせに対応するだけでなく、全道各地での操作研修も含めて4,914万円を積算してございます。それから、表記外外字の同定作業につきましては、市町村から送付されますデータの検証業務も含めて7,314万円を積算しております。

次に、保守管理費、これはデータセンターに関連する経費でございますが、これは基本的に借り上げなどの経費として積算をしております、人件費としての積算はしてございません。

それから、セキュリティにつきましては、市町村から必要なデータを送付していただく場合の必要な暗号化対策というものでございまして、これについては35万円の積算でございます。

次に、電算処理構築業務にかかわる見積りでございます。参考見積りにつきましては、

この業務、本広域連合の機器だけではなく、道内180の市町村にサーバーあるいは端末機、プリンタ、そういった機器を置くわけでございます。これらを含めまして、システムの環境設定、運用テスト、データの投入、それから外字の整理などを行う極めて大規模なものになるということを考慮いたしまして、同じく180市町村からの委託を受けて、こういった共同電算事業を行っている北海道国民健康保険団体連合会1社からしか徴収してございません。

ただ、積算に当たりましては、様々な自治体の過去の事例、そういったものも調査をいたしまして、積算、参考見積りから大きく割り落としをさせていただいているところでございます。

それから、国保連合会の再委託についてでございます。これはもちろん全部委託ではございませんで、総括管理、進ちょく管理、そういったものにつきましては、北海道国民健康保険団体連合会が担っているところでございます。

業務委託料の再委託の割合でございますが、明確に再委託どのぐらいという形ではなかなか言い表し難いのですが、業務量としては全体の8割強ぐらいが再委託されているのではないかと考えております。

なお、再委託の契約方法につきましては、国保連合会において総合評価の方式で選定をしたというふうになっております。

なお、再委託部分での国保連合会の差益については、私どもは生じていないというふうに認識をしてございます。

それから次に、賃貸借契約のファシリティ提供業務等々の見積りでございますが、このファシリティ提供業務、システムの心臓部となる中央機器の装置をデータセンターに設置し、稼動状況の監視等を行うものですが、これにつきましては、立地条件だけでなく、このシステム、特にほかのシステムと違いまして、24時間間断なく稼動するという非常に特殊なシステムになってございます。したがって、そういう特殊性も考慮し、利用するLGWANとおっしゃいましたが、いわゆる行政専用のネットワークのいろんな障害時に即時対応というのが必須となってまいります。したがって、この行政専用の回線提供事業者である東日本電信電話株式会社1社からしか徴収をしてございません。ただ、積算に当たりましては、市内の他のデータセンターの料金等々も調査の上、積算をさせていただいております。

それから、LGWAN-ASP接続設備賃貸借、これは広域連合が行政専用ネットワークを利用する上で必要となる機器の調達でございまして、機器類の価格にいろいろなばらつきがございますので、4社から見積りを徴収してございます。

それから、電算処理システム市町村機器の賃貸借、これも機器類の価格にばらつきがございますので、見積りは3社から取ってございます。

それから、LGWAN、行政専用ネットワークの増速による市町村の負担増についてでございます。

増速の理由でございますが、このシステム、国から標準システムとして、システムとして無償で交付されるものでございますが、その国が提示している仕様書の計算式に基づきまして、必要な速度を算出しますと、安定的なシステム運用を行うためには、現在、1メガということでございますが、それでは不十分と考えられますことから、安定的なシステ

ム運用のための3メガに増速が必要になったところでございます。

回線の使用料、全道180市町村一律、同じ料金でございます。1メガ、月額3万7,812円でございますが、これが3メガになりますと、月額6万2,233円、一月当たり2万4,421円の増加になるものでございます。

また、当初費用で回線の開設のためのネットワーク接続装置である設定変更等で、30万円程度の費用負担が生じるというふうに考えております。

それから次に、平成18年度予算の専決処分の件についてでございます。

私ども、地方自治法施行令の規定で、新たに市町村が設立された場合の取扱いに準じまして、実は本広域連合の規約の附則第4項の規定におきまして、選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、北海道市長会、それと北海道町村会との協議により定めた広域連合長職務執行者という方が広域連合長の職務を行うということにいたしております。

この規定によりまして、3月1日に大場網走市長が広域連合長職務執行者に選任をされ、その立場で専決処分を行ったものでございます。

したがって、広域連合長不在の専決処分ということにつきましては、広域連合長職務執行者として行ったことから、地方自治法に違反するものではないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） よろしいですか。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、大きな1点目の人件費ですが、これは私、単価で聞こうとしたのですが、総額で御答弁されました。単価で、単価というのは月単価あるいは日単価、時間の単価等あると思うのですが、積算はどういう単価で行われたのか。ちなみに、滝川市の場合、月額でこれぐらいの人工数がかかるだろうということで、月額単価で出されております。お答えはどのような形でも結構です。

次に、国保連合会1社の見積りを取っての随意契約ということですが、この電算処理システムは、180市町村と結ぶものであります。しかし、全国同時あるいは公平に行うために、国保中央会がこのひな形を既に作成済みです。ですから、電算処理システムを構築するとはいっても、ゼロからの構築ではありません。ある専門の方にお聞きしたら、いわゆるカスタマイズと。例えば、北海道の実情に合ったもの、あるいは180市町村、数が全国でも多いので、そういったところさえ合わせていけば作れるものだというので、国保連合会でなくても十分できるはずだというふうにある専門家が語っております。これについて、どのようにお考えかを伺います。

次に、再委託についてですが、8割強と言われました。本契約は、4億2,500万円余りです。仮に、2割としたら、8,500万円。先ほどの御答弁では、進ちょく状況あるいは総括管理というふうに言われましたが、8,500万円相当の仕事を具体的に国保連合会がしたというふうには、御答弁からはなかなか理解できないものがあります。8,500万円相当の国保連合会の業務量というのは、具体的にどのようなものだったのかについてお伺いしま

す。

次に、LGWANについてですが、国が、国というか、国保中央会のことだと思うのですが、3メガを指定してきたと。それで、滝川市の情報推進室に伺いますと、滝川市の場合、人口等からいっても、やり取りする情報量から1メガあれば十分だと。まして、人口数千人の町では、1メガあればそれこそ十分だということで、札幌や中核都市あるいは10万人以上の都市はどうなのかということは、私は存じませんが、3メガと1メガが併用できるシステムにできる可能性はあるのではないかと。いや、それはお金さえ出せばできると。それで、今、全市町村が維持費だけで年間5,275万円です。これは今後ずっと継続するわけですから、例えば、2年分で1億500万円ぐらいかけて、この3メガと1メガを併用できるシステムにすれば、総維持費ということ言えば、安く上がるのはこれは明らかだというふうに思います。3メガと1メガについて併用できるシステムを作ったほうが、総額、市町村の負担も安く済んだことは明らかだと思いますが、お考えを伺います。

次に、3月1日に設置されて、連合長が決まる前に、この18年度予算が専決されたということについてですが、これが規約に書かれていることは私も存じています。広域連合規約附則第4号には、「連合長が選任されるまでの間においては、関係市町村長のうちから関係市の長をもって組織する団体との協議により定めた者が、広域連合長としての職務を行う。」とされています。この規約からいえば、3月1日の大場連合長職務代理者による専決処分は可能だったと思います。しかし、本予算は、仮に1か月分、2,792万円とはいえ、債務負担行為で11億円余りの契約をする専決処分なのですね。ですから、幾ら規約に書いてあったからといって、やはり5日間待てば、連合長が選出されたわけですから、5日間待つということが、地方自治法をきちっと守る。言い換えれば、住民の権利をしっかりと守るということになったのではないかと。なぜ5日間待てなかったのか、あるいは待つ気がなかったのかということについてお伺いいたします。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 御答弁申し上げます。

まず、1点目の人件費の単価の積算の関係でございますが、基本的には月額単価でございますが、考え方としては、国土交通省が公表しております設計業務の技術者単価、主任技術者、技師長、主任技師、技師A、B、C、それらの平均価格をベースに、この月額単価の平均を月額に換算して、単価を設定させていただいたところでございます。

それから、国保連合会の再委託の部分でございます。なかなかちょっとお答えしづらい面がございますが、再委託をしたのはいずれもサポート、補助の業務でございます。そのヘッドはすべからず全部国保連合会が担っているということで、そういったところの業務については、十分8,500万円相当の業務としてやっていたものと思っております。

それから、1メガを3メガにというところでございますけれども、厚生労働省、国のほうからの仕様書の提示に基づきまして、計算をしたところ、このシステムで最低でも1.5メガ以上は必要だというふうな計算式になります。3メガにいたしましたのは、3メガと

いたしましても実質的に経常的に出せる速度というのは、5割から7割というふうに言われておりますので、3メガの5割の1.5から1.7、1.8そのぐらいの間の速度を常時確保する必要があろうということで、皆様方に3メガへの増速をお願いしたというものでございます。

それから、どうして5日間待てなかったのかということでございます。実は、3月1日時点では、選挙につきましては、3月5日に告示をいたしまして、それから投票は3月19日の予定でございました。それが、たまたま無投票当選で、5日、告示日同日に当選になったということから、5日、連合長が御就任されたわけでございますが、そういう当初の段階では19日というふうに考えておりましたことから、やはり早いうちに専決処分が必要だというふうに判断させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 清水雅人議員。

○清水雅人議員 システム開発の人件費について、詳しく単価を求めました。しかし、国土交通省の価格とやらを述べられただけで、単価について述べておられません。この単価は、それほど難しいものではありません。先ほども滝川市の例を申し上げましたように、月額幾らというのは、この業界にとって最も基本的な数字ですから、なぜそれを御答弁されないのかなということが非常に疑問が募ります。なぜ単価をお示しにならなかったのかも、まずお聞きをして、これが3回目の質疑ですので、中身についてお話をしたいと思います。共産党が調べた中では、月額90万円で、いわゆる管理監督的ないわゆるプロジェクトマネージャと言われるシステムエンジニアから、最も下位のプログラマまですべて90万円で月額積算をされています。

先ほど国土交通省ということを言われましたが、これは皆さん御存じの積算資料です。これによると、札幌市の場合、プロジェクトマネージャは83.3万円、システムエンジニア1は70万円、システムエンジニア2は61.6万円、プログラマ3は52.9万円です。なぜ、こういう世間で最もはん用されているこの積算資料の数字を使わずに、国土交通省を限定されて積算をされたのかについてお伺いをいたします。

次に、国保連合会の再委託についてですが、今の御答弁ではヘッドは国保連合会、サポートは再委託されたシステムエンジニアの専門会社と。それで、システムエンジニア会社というのがどれぐらいあるかというと、これは共産党の調べでは、北海道の科学IT振興局というのがございます。ここには、202社が登録されていますが、この中には国保連合会という名前はございません。つまり推察するに、国保連合会というのは、お金をもらってシステムを開発した、そういった実績はないのではないかと。また、システムを開発する実力という点で、この202社に匹敵するような、そういった技術者が8,000万円相当の、8,000万円といえ、90万円で見積もっても、100か月分ですね。ですから、これは半年ぐらいでやってますから、十数人ですね、15人とか16人のいわゆる管理監督的なシステムエンジニアが国保連合会にいなればできない仕事ですが、それだけの能力のあるシステムエンジニアが国保連合会におられるというふうに把握されているのかについて、お伺いをいたします。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 御答弁申し上げます。

1点目、単価90万円、ちょっと失念して申し訳ございませんでした。お話しするのを忘れてございました。この90万円は、先ほど申し上げましたように、国土交通省の主任技師からランクA、B、C、そういったところの平均価格の日額を月額に、1人月と申しますが、22日分掛けて、合わせて出した金額が大体90万円ということになりますので、若干ちょっと削減をしておりますが、そういう感じになったものでございます。その清水議員の情報誌のその積算資料というもの、そういったものもございまして、その部分の札幌市、今回の場合、システムが非常に大規模でございまして、それで、やはり札幌市の市内の事業者というわけにもなかなかいかない。どうしても、大手のベンダーさんみたいなものがかかわってこなければいけないのかなということもございまして、こちらのほうの国土交通省の単価で積算をさせていただいたところでございます。

それから、国保連合会、実は国保連合会というのは御承知のとおり、共同電算事務ということで、自分のところでシステムを運用しております。180市町村、国民健康保険の運用をしております、その実績は十分にあるというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

これから、議案第15号に対する討論に入ります。

通告がありますので、本件に反対者の発言を許します。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 日本共産党の清水雅人です。

私は、議案第15号専決処分の承認について（2006年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計）を否とする立場で、討論を行います。

反対理由の1点目は、昨年度予算は、連合長が決まる前に、3月1日に選任された連合長職務代理者によって、同日専決処分されたことです。確かに、広域連合規約附則4号は、「連合長が選任されるまでの間においては、関係市町村長のうちから関係市の長をもって組織する団体との協議により定めた者が、広域連合長としての職務を行う。」としております。先ほどの御答弁では、選挙が終わるまで、約2週間あるということでしたが、2週間待つことは十分可能だったのではないのでしょうか。しかも、本予算は、1か月分2,792万円余とはいえ、次年度以降の予算の基本となる重要な予算であり、連合長が選任されるのを待たずに、附則第4号の規定を根拠に、職務代理者が専決処分したことは、実務を急ぐ余りに地方自治法を拡大解釈したと言わざるを得ません。

2点目は、歳入の12分の1を占める市町村負担金の内訳として、均等割を1割と設定したことです。国の悪政の下で財政が厳しい中、人口が少ない町村ほど負担が大きな仕組みは問題でした。

3点目は、債務負担行為を決めたことで、電算処理システム導入等の11億6,000万円余の入札執行の大半を3月に進めたことです。この契約には、幾つかの問題点がありました。第1は、北海道広域連合電算処理構築業務委託を、北海道国民健康保険団体連合会と4億2,574万7,000円で随意契約したことです。随意契約理由は、システムの運用保守には、後期高齢者医療制度についての細部にわたる専門的知識が求められているとしています。しかし、システム構築とはいっても、国保中央連合会が全国一律でメーカー同士で互換性があるようにあらかじめひな形的设计までしたものであり、今回の構築業務委託は、ひな形の北海道版を作るもので、システム運用ノウハウがある国保連合会と随意契約しなければならない理由はなかったと考えます。この点で、国保連合会は実績もあると言われておりますが、今、日進月歩の技術の進歩の中、現在まで国保連合会が持っておられるシステムが、もしかしたら、はっきりは申しませんが、かなり陳腐化している、プログラムの技術も10年前、20年前と全く質が違っております。ですから、これから使うシステムを構築できるプログラマーが、しかも上級なプログラマーが十五、六人もいるとは到底考えられず、御答弁には納得できるものではありません。

参考として、北海道科学IT振興局の登録業者は202社もあり、大半は道内本社企業です。これら各社が競い合って、顧客のニーズに合うシステムを日々つくっています。北海道国保連合会はこの202社に入っておらず、システム構築を業務として行った実績もないようです。これを裏付けるように、随意契約する24日前に、国保連合会に対し、広域連合はそのほとんどを再委託する承諾書を3月6日に発行しています。

以上の理由から、システム運用ノウハウはあるが、構築能力のない国保連合会と随意契約をしたことで、契約金額が高くなり、各市町村などの負担金を増やすなど、多くのデメリットが発生したことは否定できません。

第2は、コンピュータに関する業務委託は、電算処理のほかにネットワークコンサルティング業務もありますが、予定価格積算でシステムエンジニアの単価を90万円としたことです。これは、札幌市の単価に準拠あるいは国土交通省の単価に準拠していますが、高すぎました。参考として、財団法人経済調査会発行の月刊積算資料2007年2月号では、システムエンジニアを4段階に分け、札幌市の場合でプロジェクトマネージャ83.3万円、システムエンジニア1、70万円、システムエンジニア2、61.6万円、プログラマー52.9万円としています。また、ある民間事業者は、民間での相場について、90万円はあり得ない。60万円でもおいしい。30万円でも飛びついて仕事を受ける。設計は高くても仕方がないが、研修や稼働テストについては、半分でもいいなどと述べています。

第3は、市町村と結ぶ回線であるL GWAN回線の通信容量を従来の1メガから3メガに引き上げたことです。これは国保中央会のひな形が3メガしか使えないからという理由のようですが、1メガと3メガでは1年間の市町村の維持費は30万円以上違い、新たな機器に20数万円かかります。180自治体では、毎年五千数百万円の負担増です。10万人以下の市は、1メガで十分であり、滝川市もなぜ3メガなのかについて連合に質問をしています。五千数百万円をかけずとも、3メガと1メガを併用できるシステムを構築できたことは明らかです。今からでも遅くありません。1メガ、3メガ併用システムの検討を求めます。

以上、反対討論とします。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は、報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第15号は、報告のとおり承認することに決定しました。

◎日程第48 議案第16号・日程第49 議案第1号

○議長（畑瀬幸二） 日程第48及び第49 議案第16号専決処分の承認について（平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）及び議案第1号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算、以上2件を一括議題とします。

専決処分の報告と、議案第1号の提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） ただいま御上程いただきました議案第16号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算にかかわります専決処分の承認について御報告いたしますとともに、議案第1号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

平成19年度の広域連合一般会計予算の編成に当たりましては、広域連合の主要歳入が各市町村からの規約に基づく負担金ということを考慮いたしまして、可能な限りの節減に心がけたところでございます。

平成19年度予算は、各市町村におけます平成19年度の予算措置の関係もございましたことから、広域連合設立準備委員会の段階で御承認をいただき、去る1月25日、各市町村に対し16億1,441万4,000円という形でお示しをし、あわせてそれに対応する負担金額をお示ししたところでございます。

まず、議案第16号の暫定予算でございますが、ただいま申し上げました市町村にお示しした16億円余りの金額を基礎とし、本広域連合の初議会の開催時期の関係から4か月分の歳入歳出を計上したものでございます。

暫定予算の歳入総額は7億9,306万9,000円、そのほとんどは規約に基づく共通経費に係る市町村負担金でございます。負担金は年4期に分けて納入していただくことにしておりまして、暫定予算ではそのうち2期分を計上させていただきました。

歳出総額は、12億3,097万1,000円、主なものは、派遣職員人件費564万5,000円、職員手当として。それから事務所設置・管理費として660万8,000円、電算処理システムの導入経費として先ほども御質問にございました11億6,033万7,000円などでございます。

なお、暫定予算の性質上、歳入歳出は同額でございませぬ。また、議案第1号の本予算の議決をいただいたときには、暫定予算における予算執行分は本予算で執行したものに

ります。

暫定予算の概要説明は、次の本予算の説明をもって代えさせていただきます、これで御報告を終わらせていただきたいと思います。

次に、議案第1号平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございます。

この予算の編成に当たりましては、ただいま申し上げました暫定予算の執行状況を踏まえるとともに、人件費、事務所管理費の精査、あるいは業務執行方法の見直し等によりまして、可能な限りの節減を図ったところでございます。

平成19年度一般会計予算の概要につきまして、主要な事項に限って御説明をさせていただきます。

歳入歳出総額は14億1,938万2,000円でございます、先ほど申し上げました1月25日に市町村にお示しをした16億円余りから見ますと、1億9,503万2,000円、12.1パーセントの減になってございます。これは、人件費、事務所管理費の精査のほか、暫定予算における電算処理システム導入費の入札による執行減、こういったものを反映させたものでございます。

次に、歳入の主要なものについて御説明をいたしますと、まず負担金の13億9,028万6,000円、これは本広域連合の主要な歳入であります規約に基づく各市町村からの共通経費負担分でございます。次に、国庫補助金2,800万円、これは広域連合電算処理システムの導入に係る国庫補助でございます、主として、国から配付されます標準システムのいわゆるカスタマイズに対応する補助金でございます。

次に、歳出の主要なものについて御説明をいたします。

まず、議会費501万9,000円では、議会議員32人に対する費用弁償のほか、会議録調製委託料、議会の会場借上料などを計上してございます。なお、先ほどの議案第5号で御説明したとおり、議員報酬は計上しておりません。

次に、総務費の総務管理費、14億1,283万1,000円であります。これには、電算処理システムの導入費として9億9,288万7,000円を計上しておりますほか、派遣職員の人件費等で2億2,171万5,000円、被保険者証等の印刷製本費として9,037万6,000円、それから制度啓発の委託料として3,000万円などを計上しております。

電算処理システムの導入費につきましては、11億6,033万7,000円を計上しておりましたが、その後の入札執行等により1億6,700万円ほど削減することができました。まだ国から配付されます標準システムの内容が明確でございません。したがって、システムの独自修正等の経費が正確にまだ見積もることが困難ではございますが、更に一層効率的な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

このほか、総務費の選挙費27万4,000円及び監査委員費23万8,000円は、選挙管理委員、監査委員の報酬などを計上しております。

以上で、ただいま御上程いただきました各議案についての報告と説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） これより、議案第16号及び議案第1号に対する一括質疑を行います。

通告がありますので、順番に発言を許します。

まず、中橋友子議員。

○中橋友子議員 通告に従いまして、19年度予算にかかわりましてお尋ねをいたします。

まずは、住民啓発と住民参加についてであります。

来年4月より本格実施されますこの後期高齢者医療制度につきまして、現状においては、ほとんどの高齢者が、あるいは道民の多くが知らない、知らされていないというのが実態であります。この広域連合議会も180市町村のうち26市町からしか議員を持たず、85パーセントの自治体は、広域連合を持たないという状況にあります。したがって、新しい制度を被保険者を初め、道民にしっかり知らせていくためには、特別な住民参加、公聴の手立てが必要であると考えます。本予算を見る限り、これらの位置付けが十分には見えてきておりません。そこで、道民に対する啓発をどのように行っていくのか、また、どんな意見交換を考えていらっしゃるのか、お尋ねするものであります。

加えて、公聴会を開催する予定があれば、これもお答えいただきたいと思えます。

また、この制度を来年から安定してスタートさせていくためには、公聴会とは別に連合及び連合議会において、運営協議会の設置や住民懇話会の開催が必要であるというふうにも思えます。既に、長野県、運営協議会の設置が決められておりまして、ここには関係者、高齢者も含めて委員となっており、そういった方の意見が反映される仕組みがつくられております。北海道においても、被保険者や関係者の声を反映させていくため、これらを設置すべきであると考えます。いかがでしょうか。

次、3点目であります。住民との懇談会についてであります。

既に、連合会長の下では、市長の指示の下で、この6月と7月にまちづくり宅配トークというのが開かれたとお聞きしております。当初の予定よりもはるかに多い参加があり、関心の高さを実感されたとお聞きしておりますが、こういった取組を、全国的には17都道府県で、設置あるいは設置の方向で検討され、実施されているやに聞いております。その点をどのように押さえていらっしゃいますでしょうか。

また、一番問題となります保険料の設定であります。茨城県では、中間報告を公表し、それを住民にお知らせをしていると聞いております。この保険料を決定するには、減免措置の在り方や医療費の算出などをどう見積もっていくか、あるいは低所得者対策をどうするのかなどたくさん問題がございます。こういった問題について、これからどんな日程でやっていかれるのか、そしてその内容を説明する説明会は行っていくのかどうか、お伺いするものであります。

次に、予算書の項目1ページ、市町村の分担金についてお尋ねするものであります。

予算案では、市町村の分担金13億9,000万円が計上されております。これは、札幌を初め180市町村の分担になるわけですが、この中で問題と考えるのは、人口1,200人の西興部村、ここを例にとると、全体の負担金は114万円の負担となっております。その中で、均等割の占める割合は77万2,000円、高齢者人口割で22万4,000円、また全体の人口割15万2,000円となっておりますから、均等割の負担金は、ここでは67パーセントが占めるということになっております。ところが、大都市の札幌では、これまた均等割は人口180万であっても、同額の77万2,000円。そうなりますと、全体の予算の中で札幌が占める均等割の割合は、0.2パーセントにしかならないという状況が生まれています。住民1人当たりの格差は余りにも大きすぎるというふうに思いまして、私の町幕別町の負担に置き換えると11パ

一セントであります。この均等割の同額というこういう提案に、合理性を持ち得ると考えていらっしゃるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

また、二つ目ですが、こういったことがどこの県でも採用されているのか、事務局にお調べいただいたところ、均等割を軽減している、あるいは最初から採用していない、こういうところもあるやに聞いています。その実情についても詳しくお聞きしたいと思います。

また、こういう格差をつくるものについては、本質的には小規模市町村に重い負担を強いる状況になりますので、この1割の在り方については、やはり見直しし、検討すべき、そういうものでないかと思いますが、お考えはおありでしょうか。

以上であります。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 中橋議員の御質問にお答えをいたします。

御質問のうち、どのように制度の周知を図るのかという点と、被保険者など関係者の意見をどのように反映をさせるのかという点について、私からお答えをし、他の部分については事務局長から御答弁を申し上げます。

初めに、制度の啓発などについてであります。制度の円滑な運営に当たりましては、被保険者である75歳以上の高齢者を初め、住民の方々の理解を得ることが最も重要なことと考えております。それで、広域連合といたしましては、新聞、テレビなどの報道媒体を通じて積極的に制度の周知を図っていく必要があると見え、現在その準備を進めているところでございます。このほか、市町村の窓口や多くの方が集まる施設などにポスターを掲示いたしますとともに、制度を分かりやすく解説をしたリーフレットを作成いたしまして、対象者全員に配布することといたしております。

さらに当広域連合のホームページにおきまして制度の詳細を掲載することに加え、北海道及び市町村が発行する広報誌を活用させていただき、広く住民に制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、被保険者や関係者の意見反映の仕組みについてであります。新たな後期高齢者医療制度の運営に当たりましては、様々な立場の方から、幅広い意見をいただき、その意見を踏まえながら進めていくことが重要でありますので、今後予定いたしております保険料条例や広域計画の策定に当たりましては、広域連合を構成する市町村に参加していただく市町村連絡調整会議において広域連合の方針、考え方等を御説明の上、御意見をいただくとともに、必要に応じて、随時、市町村の意見集約を行いながら、検討を進めることといたしております。

また、住民の皆様や関係団体から意見をいただくため、ホームページでの募集及び市町村の協力をいただいて、市町村の窓口などを通じて御意見を募集するほか、市町村国保や被用者保険などの保険者関係の方や高齢者団体の方などから成る運営懇話会を設置をし、様々な意見をいただき、施策に反映をしていきたいと考えております。

次に、住民との懇談会等についてであります。御質問にございましたように、長野県や東京都では関係団体の方などから成る懇話会を設けて、御意見をお聴きする仕組みとし

ていると承知をいたしております。これは、私どもが設置をしようといたしておりますものと同一のものでございます。また、茨城県がいわゆる出前講座を行っているということもお聞きをしておりますが、本広域連合といたしましては、圏域が広いということなどから、道内各地域に職員が出向いて説明をする出前講座を制度化するという事は、非常に難しいと考えております。そのため、構成市町村に対し、市町村が行う住民を対象とした各種行事や住民懇談会などの機会を利用し、制度の周知をお願いをいたしておりますほか、関係団体などからの制度説明の要請がございますれば、市町村にも協力を求めて、できる限りこれに対応いたしてまいりたいと考えております。

なお、網走市についてのお話でしたが、これは市が主催をして、全市的な説明会を開催したというものではございません。出前講座のテーマに、後期高齢者医療制度について、これを加えて、地域の要請を受けて、地域に出向いて説明をしているというものでございます。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 市町村の負担金にかかわります均等割の関係についての御質疑に御答弁申し上げます。

予算案の負担金につきましては、当広域連合の運営にかかわります共通経費として負担いただく人件費及び事務用品等の経費であり、ある意味180の市町村すべてが等しく受益をしているという経費だと考えているところでございます。したがって、一定の割合につきましては、各構成市町村に平等に御負担していただくことが適当ではないかと考えまして、全構成市町村の議会に当広域連合規約の提案の際、均等割を取り入れた負担割合についてお諮りをし、御承認をいただいたところでございます。

負担割合につきましては、私どもとしても小規模な市町村の負担が過大となることのないように配慮申し上げまして、均等割の割合を、他の多くの広域連合が採用している10パーセントという形で低く抑えたというふうに考えているところでございます。

次に、均等割に係る他県の状況につきまして、全国の47広域連合のうち、北海道を含みます40の広域連合は、負担金の均等割は10パーセントでございます。これより均等割の割合を低く定めている広域連合、群馬県、京都府、大阪府が5パーセント、福岡県が2パーセントでございます。また、均等割そのものを採用していない広域連合としては、東京都、岡山県、高知県の3都県の実態があるというふうに承知をしているところでございます。

それから、均等割の見直しの関係でございます。今後とも、いろいろな形で私ども制度の見直しはしていきたいと思っております。ただ、この均等割につきましては、申し上げましたように、この共通経費、ある意味180の市町村が等しく受益をしているというふうに私ども理解をしているところでございまして、構成する市町村において一定程度は平等に負担していただくことが適当ではないかと考えております。したがって、今の段階ではまだ負担金の負担ルールについては、見直しをすべき段階ではあるとは考えてございません。今後の課題ではあるとは考えております。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 中橋友子議員。

○中橋友子議員 再質問させていただきます。

まず、住民に幅広くお知らせしていくことの大事さを伝えさせていただきましたところ、いろいろお答えいただきました。幅広くあるいはホームページや市町村の意見集約等々行っていかれるということでありました。大事なのは一番、被保険者、対象となる方にどのようにきちっと伝わっていくかということであると思うのですが、何せ相手の方は75歳以上となります。そうなってきますと、連合会長さんがおっしゃられるようなホームページであるとか、あるいはテレビ、新聞等だけのこちらからのマスコミを通じての流すような形ではなかなか救い切れない、理解していただけない、そういう制度、そういう人たちが対象であるということもきちんと押さええていかななくてはならない。もちろん、いろいろお考えではあると思うのですが、やはり出前講座などはもっともっと工夫をして、この連合会がきちっとバックアップするような形で、実施をしていかないとならないというふうに思います。

大事なのは、来年の4月スタートですから、これから4月までの8か月間が一番重要な時期だというふうに思うのですね。今、予測されることは、介護保険のときにも一部ございましたが、実際に4月にスタートされてしまって、年金を見て、そして保険料が天引きされて驚いて市町村の窓口駆けつくと、そしてこれは一体どういうことなのだというようなことが、過去の介護保険の実例の中でも実際にございました。今回は、もっともってその負担割合が高いものになっています。ですから、こういった住民の方に対する周知の在り方というのを、更に更に工夫していく必要があるのではないのでしょうか。

同時に、公聴会の具体的な開催についてもお伺いしたのですが、このことについては、きちっとしたお答えがなかったやに思います。運営協議会、これについては、住民懇話会という形でやられるということですが、こういったところにも一般公募も含めての参加がより住民の声を反映するように考えますが、その点でのお考えはお持ちでしょうか、いかがでしょうか。

あと、保険料の中間報告等についてもお尋ねしたところでありますが、お答えがありませんでしたので、再度お尋ねいたします。

次に、負担金の問題ですが、共通経費で最低限度必要なものだから、負担は重いだろうけれども、我慢していただきたいというようなふうに取りました。しかし、やはりこれは本当に1人当たりの格差が大きいのですね。先ほど例に申しあげました西興部村の場合は、1人この料金624円です。しかし、札幌市は1人41銭。これだけの開きが現実にはこの予算の中には示されているわけですね。こういった点のやはり合理性というのは、私は見つけられない。

したがって、お答えの中にもありましたけれども、1割を採用していないところ、群馬県、京都府、大阪府、ここは5パーセントですね、それから福岡県の2パーセント、そういったところが現実にあるわけですから、こういったところをしっかりと参考にしていただいて、きちっと手立てを取っていくことが大事ではないのでしょうか。

○議長（畑瀬幸二） 広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 再質問にお答えをいたします。

啓発の在り方について再度の御質問でございましたが、被保険者の方が高齢であり、丁寧な説明が必要だという御意見でございます。ごもっともと思っております。それで、先ほども申し上げましたが、リーフレットを対象者全員に配布をするということで予定をいたしておりますが、この内容につきましては、より分かりやすいものを心がけたいというふうに思っております。また、地域における説明も極めて重要であります。この点につきましては、市町村に引き続き協力をお願いをして、実施をしていきたいというふうに思っております。

また、運営懇話会のメンバーについてのお話もございましたが、現在のところは、関係する各団体の代表の方を中心にしてスタートをさせていただきまして、また随時これに検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 負担金についての御質問でございましたが、私どもとしても今後いろいろな形で、各広域連合の実態あるいは市町村の置かれている実態みたいなものは、検証はさせていただきたいと思っております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、この共通経費というものは、180の市町村、ある意味等しく受益をしているということでございまして、そういったところも踏まえて、私ども均等割というものについて採用させていただいたということでございますので、今の段階ですぐに見直しということには、ちょっとなかなか難しいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（畑瀬幸二） よろしいですか。再質問しますか。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 まず、1問目から質問をさせていただきました保険料にかかわって、一番被保険者あるいは住民の関心の高いところではありますが、これは既に作業に入っていると思うのですが、その中間的な、茨城の例を申し上げましたけれども、中間的な報告をする中で、住民の声をまた受けて、更に練り上げていくというやり方をされている。私は、こういうやり方は多くの住民の方の理解を、本当に負担が大きいですから、完全に理解というふうには言えません。しかし、そういう手立てを取っていくことが大事だというふうに思いますが、これについては一度もお答えがありませんでしたので、再度お尋ねをいたします。

それと、公募を、現時点では含めはしないが、将来については考えていただけるというやに受け取りました。この制度がスタートする前に、広く住民の公平な意見が反映される、この仕組みづくりというのが本当に大事だと思います。既に議会は、今回ありましたら、この11月まで間が空いて、ないわけですから、この間に何も手立てが取られないで次というふうになると、もう4月はすぐやってまいります。早い時期に手を打っていただきたい

い、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（畑瀬幸二） 広域連合長。

○広域連合長（大場脩） 運営懇話会のメンバーについて重ねての御質問でございましたが、制度の円滑な運営に当たって、被保険者の方々を初め、住民の皆様の理解を得ることが最も重要であるというこの認識については、議員と私ども共有できているものだというふうに思っております。そういう点で、できるだけ関係の方の生の声をお聞きするように、心がけていかなくはいけないことは、もう十分承知をいたしておりますが、初めてのことであるだけに、また議員も、公募等で選ばれた方も加えるようにということなのであります。私どもといたしましては、まず各関係する団体の長の方々、そういった方々を中心にしてスタートをさせていただいて、その後いろいろとまた検討を加えてまいりたいということ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 申し訳ございません。中間報告の関係でございます。実は、保険料率が固まってお示しをできるまでには、かなりの時間がかかるというふうに、私ども考えております。したがって、そういった保険料率、ある程度のことを全体が固まらない限り、住民にいろいろな御意見を募集できないというようなこととなりますと、ほとんど意見を聴く期間がなくなってしまうと、議会を11月にまたお願いをしなければいけない関係上、したがってある程度の段階で、住民の方々に早い段階で御意見を聴けるようなそういった仕組みと申しますか、そういったものをちょっと示してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 次に、清水雅人議員。

○清水雅人議員 日本共産党の清水雅人です。

通告は、大きく3点にわたってしておりますが、この会場が5時までしか借りていないと。このまま5時になってしまうと会場を閉め出されるという今日の議事運営に協力する意味で、大幅にカットをして、重要な点についてのみお伺いしたいと思います。

まず第1点目、議会費ですが、1年間に予定している議会の本会議、議会運営委員会については、回数及び日数についてお伺いします。

2点目は、会議室の使用料は、年間90万円です。低廉な議会、今日だけで30万円近いということでは、やはり高すぎるのかなというふうに考えますので、低廉化の検討についてお伺いします。

大きな2点目です。

啓発資料の中でテレビが入っています。予算が幾らで、効果についてどのような内容でそれによる啓発効果をどのように考えているか。

次に、市町村に協力をという連合長の御答弁もございました。ここで、市町村について触れたいと思うのですが、今、市町村は既に広報でお知らせする、それにかかわる人件費を既に出しております。今後、保険証、納付書、領収書の作成、郵送料など様々な経費がかかってまいります。また、この後期高齢者医療システム、医療制度ができたために、例えば滝川市では、住民情報通信システムが庁舎内にあるのですが、これ恐らく180市町村全部持っていると思います。このシステム改築だけで1,400万円、通常であれば2,700万円かかると言われております。たまたま滝川市は、この住民情報のシステムを20年ぶりに変えるということが重なったために、この契約者が安くしましょうということで、半値にまけてもらったということもあって安くなっていますが、関係者の話ではどの市町村でも一千数百万円の新たな出費が出るだろうと。こういったことも含めて、市町村に対する財政措置はどのようになっているかということ踏まえて、市町村の協力を求めるという御答弁をされたのか、伺います。

そして、大事なことなので関連でお聞きをしておきます。協議会は、地方自治法291条の8に、連合は協議会を設けることができるということになっておりますが、名前は懇話会ですが、協議会とは別物なのか、それとも自治法に規定された協議会なのかについて伺います。

○議長（畑瀬幸二） 議事の途中でありますが、あらかじめ時間の延長をいたします。

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 議会費の予算計上という面で、会議の回数等について、お答えをまず申し上げます。

会議の回数、本日の臨時会、それから11月、2月の定例会の合計3回でございまして、会期の決定権は議会にございますので、予算上は最小限の1日で見込んでございます。

議会運営委員会、本会議と同日開催を見込んでおりますので、改めて計上はしてございません。

それから、会議室の借用でございます。北海道議会や市町村議会におきましては、臨時会や突発的な委員会開催にも対応する必要がございまして、広域連合議会がお借りすることは難しいと考えておりますが、私ども広域連合が事務局を置いている国保会館の会議室を使用できる場合は、無料となります。ちなみに、次回11月の議会につきましては、できれば国保会館の会議室を使って行いたいというふうには考えているところでございます。

続きまして、啓発資料の関係の御質問だったかと思うのですが、新聞あるいはテレビのスポットCM等を利用した広報、そういったことに1,600万円ほどの計画を持ってございます。そのほか、市町村窓口、公共施設などへのポスター、リーフレット作成等で800万円ほどの所要額を見込んでいるところでございます。

今後の国の広報方針がまだ未定でありますので、このほかの予備の部分も含めまして、3,000万円という形で予算は見込ませていただいておりますが、予算の執行につきましては、できるだけ住民の方々に広くPRが行き渡るように、私どもの広域連合の名前を覚えていただくというようなことに留意して、効果的に実施していきたいというふうに考えて

いるところでございます。

それから、広域連合からの市町村の支出に関するところの御質疑でございました。

後期高齢者医療制度は、私ども広域連合、それと各市町村が役割を分担して共同で運営していく制度でございます。したがって、市町村の分担事務にかかわる経費につきましては、基本的にはまずその市町村に御負担していただくざるを得ないというふうに考えております。私どもは、歳入、御承知のとおり市町村からの負担金でございますので、私どもの歳入を増やすということは、市町村のまた支出増につながるということから、なかなか難しいところがございます。電算システム経費の関係も含めて申し上げますと、国では、市町村が行うシステム整備経費として十分ではないとは思っておりますけれども、一定の補助あるいは地方財政措置が講じられるようでございますし、広域連合に対する共通負担金分、全国で120億円の地方財政措置、納付書の作成など各市町村が行う準備的事務的経費として全国20億円ほどの地方財政措置があるというふうに承知しております。ただ、私どもといたしましても、広域連合が行います様々な業務、特に電算処理システム導入費が極めて多額に上るということも重々承知しておりますので、私どもに対する負担金分につきましては、北海道市町村振興協会、いわゆる宝くじの補助金みたいなものを財源とすることができないだろうかということで、現在、市長会あるいは町村会など関係機関も含めて協議をさせていただいているところであります。それについてはできる限り市町村の御負担が軽減される方向で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 清水雅人議員。

○清水雅人議員 ちょっと私、協議会について、自治法について沿ったものなのかということ聞きそびれたのか、それとも御答弁がなかったのか、もう一度お願いいたします。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 申し訳ございません。運営協議会、今回につきましては、要綱に基づいて設置をしようと思っております。条例に基づく附属機関としての運営協議会を行いますには、やはり正式に諮問をし、答申をいただくというために、相当の期間が必要であらうというふうに思っております。今回、保険料につきまして、その案の作成から議会、11月の御提案に至る時期、非常に窮屈になってございまして、そういった十分な審議期間を確保できないというふうに思っております。したがって、今回につきましては、運営懇話会ということで、広く各般各層からの御意見をいただき、その意見をできるだけ踏まえて、案を作成していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） よろしいですか。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 最後に1点、明確にお答えをいただきたいと思います。中橋議員が再三、保険料の中間報告、これを求める質疑をされました。どんなに啓発あるいは説明をしても、一体保険料がどうなるのか、幾ら徴収されるのか、これが不明では、はっきり言って十分な対話にならないのですよね。ある県では、8月にそれを中間報告をできると。しかし、北海道は、それについては計画もないと。今日、ここで示していただかなければ、11月まであと2か月ぐらいで議案をつくらなければならない。それまでに、いろんなところの意見も聞かなければならない。はっきり言ってやっぱり9月、遅くてもですよ、できれば8月末、9月上旬には中間報告、具体的な数字を出す必要があるというふうに考えるのですが、最後にお伺いいたします。

○議長（畑瀬幸二） 事務局長。

○事務局長（瀬川誠） 御答弁申し上げます。

今のところの私どもの予定でございますが、できれば9月上旬から10月にかけて、住民の方から御意見を募集する旨、一つの考え方をお示しして、する予定でございます。広く道民から意見を募集するという形をとりたいと思っております。その際に、保険料についてどの程度まで踏み込んだ記述ができるかについては、ちょっとまだ具体的にまだ自信はございませんが、できるだけ住民の方々に早目に私どもの考えを示し、そして御意見をいただきたいと、そういう手続を踏みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

これから、議案第16号及び議案第1号に対する一括討論を行います。

通告がありますので、本件に反対者の発言を許します。

清水雅人議員。

○清水雅人議員 私は日本共産党を代表して、議案第1号2007年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び議案第16号専決処分の承認について（2007年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）を否とする立場で討論を行います。

反対理由の1点目は、市町村負担金の賦課基準が不公平であることです。予算案では、札幌市を初め13億9,000万円が計上されています。人口1,200人の西興部村を例にとると、均等割77万2,000円、高齢者割22万4,000円、人口割15万2,000円となり、負担金の67パーセントは均等割が占めます。この均等割は、西興部村では1人当たり624円であるのに対し、札幌市の場合は、1人41銭です。均等割に1割を当てはめる方式は、小規模市町村には余りにも重い負担を強いるもので、余りにも不公平です。他県を見ますと、東京都、岡山県、高知県は均等割はありません。福岡県は1割でなく2パーセント。群馬県、京都府、大阪府は5パーセントです。北海道も均等割を軽減すべきです。

反対理由の2点目は、電算処理システム構築にかかわる問題で、第1は、北海道広域連合電算処理構築業務委託を、北海道国民健康保険団体連合会と4億2,574万7,000円で随意契約したこと、第2は、予定価格積算で、システムエンジニアの人件費単価を90万円とし

たこと、第3は、市町村を結ぶ回線であるL G W A N回線の通信容量を従来の1メガから3メガに引き上げたことです。この内容は、先ほどの専決処分の承認について（2006年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計）と同じです。

反対理由の3点目は、広報広聴活動についてです。第1に、3,000万円をかけて広報する中のテレビは、約750万円と聞いています。内容は15秒スポットであり、制度が変わることしか分かりません。先ほどの御答弁では、連合の名前が覚えていただけるのが目的というような御答弁もございました。テレビの広告は、新聞や市町村広報誌、住民説明会及び全員に配られるパンフレットと重複し、費用対効果は低いと考えます。この一方で、市町村は、広報紙面の買取り、これは各市町村で行われているかどうか分かりませんが、滝川市の場合、各所管が広報誌1ページを3万円で買い取ると、そこまで各自治体の財政はひっ迫しています。また、住民説明会の場所の借上料、その人件費について、財源で苦しんでいることを考慮すれば、テレビ利用は中止し、この分の約750万円は、市町村に還元すべきと考えます。高齢者医療制度の周知と理解を得る取組は、相手が80代、90代を含む高齢者であることから、大変な作業になります。介護保険のほかに、また年金から引かれるというだけでなく、病院での医療そのものも変わる可能性が高いのです。過疎の町村ほど対象者が多く、人口の2割を超える町村もあることを考慮すれば、家庭訪問で対面説明するなどの特別の手立ても必要です。

ここで、幾つか意見をします。

まず、運営懇話会のメンバーに公募委員を入れることについては、積極的とは言えない御答弁でした。新制度に対し、意見を述べたいと考えている道民は大勢います。理事者が挙げたメンバーを否定するものではありませんが、今、各種委員の選任については、社会で大きな変化が起きています。まず、一人がたくさん委員をすることを避ける。また、男女共同参画を重視し、男女数をできるだけ同じ数を目指す。また、教育委員には保護者を入れるなどの事例を見ても、世論を反映させるためには、公募委員はどうしても必要であり、男女も同数を目指すべきではないでしょうか。意見の二つ目は、保険料の中間報告は、9月上旬から10月までとの御答弁で、これもどの程度に実際になるのか、不明な御答弁だというふうに考えます。遅くとも9月上旬には発表して、道民や高齢者の関心を高めるべきです。保険料がまだ決まっていない、あれもまだ、これもまだでは、パブリックコメントの出しようもないではありませんか。意見の第4は、連合として、道内数箇所地域公聴会を開催すべきです。

反対理由の第4は、議会日程についてです。議会の日程が短すぎます。議会費では3日分しかとっていません。低所得者対策としての減免制度や、きめ細かな相談の在り方をどうするのか、診療報酬の包括化による医療の質の低下や入院の短期化による医療難民をどう防ぐかなど、課題は山積みです。これらを審議する議会日程が今日を入れて3日間、これは議会で決めることだという御答弁がございましたので、国保連合会の建物を使えば、経費的には90万円でも足りるとの御答弁でしたが、今後時間制限があるようでは、十分な審議は保障されません。制度スタートの今年度は、最低でも6日間は必要と考えます。

反対理由の5点目は、地方自治法に基づく協議会の設置をされないという御答弁がございました。広域計画の一体的かつ円滑な推進のため、協議会の設置を地方自治法では記されています。その際、先ほどの運営懇話会と同様、公募、男女同数を目指した公選するこ

とが大事です。道段階の長などが中心になる構成では、多忙な方々であり、十分な活動が保障されないことを申し添えて、討論とします。

○議長（畑瀬幸二） これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は、報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第16号は、報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立多数であります。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議事の途中ではありますが、議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

午後5時05分休憩

午後5時12分再開

○議長（畑瀬幸二） 再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（畑瀬幸二） お諮りいたします。

請願第1号北海道後期高齢者医療に係る広域連合の運営等に関する請願書が提出されています。この請願を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 請願第1号

○議長（畑瀬幸二） 追加日程第1 請願第1号北海道後期高齢者医療に係る広域連合の運営等に関する請願書を議題といたします。

請願第1号の紹介議員は、清水雅人議員、中橋友子議員であります。

お諮りします。

請願については、紹介議員に質疑したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） ないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから、請願第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 請願第1号に対する賛成の討論を行います。

社会保障協議会から出されております請願第1号は、広域連合の特殊性を踏まえて、本連合の運営にかかわり最小限の改善を願って提出されたものと考えます。

11月に予定されております第1回定例会では、広域計画の決定、保険料の設定などが議決の運びであります。55万人の加入する超大型の保険組合が広域連合として発足したわけでありますから、その議会はわずか32人にすぎない議員、そして審議もわずか1日、2日。議会で重要事項が住民や被保険者の声をまともに聴くこともできず、十分なる説明責任も果たせ得ない。こんな一方的な決定になるとすれば、明らかな不作為行為として指摘されかねません。

第1に、請願者から十分な意見聴取を行わず、問答無用の形で否決することがあってはならないと思います。

第2には、11月の広域連合議会で、重大な決定をするために、公聴会を道内各地で開いてほしいというのは、当然の要望と考えます。これは広域計画の内容や保険料設定の考え方、更に後期高齢者医療制度の在り方について、賛成であれ、反対であれ、どんな立場に立つとしても必要なことではないでしょうか。連合においては、懇談会を開く、パブリックコメントを行うから、それでよしとするのでは、余りにも不十分であると思います。55万人の方々から、500億円近い保険料を集めるという巨大さ。これまで扶養家族として、自らは保険料を納めていなかった約10万人の方々から、新たに保険料を徴収する異常さ。被保険者、その家族に対する説明責任を果たされないおそれを生ずるという特異性。その

いずれをとっても、公聴会や住民説明会の必要性を逆に浮き彫りにしているものと考えます。

第3には、被保険者など、道民の声を反映することができるように、改善することによって、広域連合議会が道民に真にこたえ得る安定した軌道に乗せることができます。

本議会の半数は、市町村長さんから成り立っていることを踏まえるとき、本議会として、公聴会を開くこと、また忙しいからと会期を1日に限ることなく、十分な審議を保障すること、これが使命であるとも考えます。

議員に選ばれた、十分な説明もない、自分たちだけで議決、こういったことは避けていかなければなりません。

以上、申し上げましたが、このような理由で本請願を採択することは、議員としての責務にしょくすることであります。議員各位の皆さんの賛同をお願いして、賛成討論いたします。

○議長（畑瀬幸二） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、請願第1号を起立により採決いたします。

請願第1号は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（畑瀬幸二） 起立少数であります。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

◎日程第50 議会運営委員会所管事務調査について

○議長（畑瀬幸二） 日程第50 議会運営委員会所管事務調査についてを議題とします。  
お諮りします。

閉会中における議会運営委員会所管事務調査について、委員長より、次期議会の会期等運営についてを調査したいので、承認されたい旨の申し出がありました。

そのとおり付議することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎閉会宣告

○議長（畑瀬幸二） 本臨時会に付議されました事件は、すべて議了しました。

平成19年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後5時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 北 川 健 司

議 長 畑 瀬 幸 二

署名議員 伊 東 良 孝

署名議員 大 竹 秀 文